（経済産業省組織令の一部改正）

第六条　経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

附則に次の二条を加える。

（中小企業庁事業環境部の所掌事務の特例）

第十三条　中小企業庁事業環境部は、第百四十九条各号に掲げる事務のほか、別に政令で定める日までの間、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の組織及び運営一般に関する事務をつかさどる。

（中小企業庁事業環境部金融課の所掌事務の特例）

第十四条　中小企業庁事業環境部金融課は、第百五十五条各号に掲げる事務のほか、前条に規定する政令で定める日までの間、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の組織及び運営一般に関する事務をつかさどる。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　野田　佳彦
総務大臣　川端　達夫
財務大臣　安住　淳
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　枝野　幸男

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う総務省関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名

平成二十三年十一月二十八日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第三百六十一号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う総務省関係政令の整備に関する政令

内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の一部の施行に伴い、関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方自治法施行令の一部改正）

第一条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第百七十四条の二十九第五項中「生活保護法」の下に「第三十九条第一項及び第二項中「保護施設」とあるのは「保護施設（都道府県が設置するものを除く。）」と、同条第三項中「保護施設の設置者」とあるのは「保護施設の設置者（都道府県を除く。）」と、同法」を加える。

第百七十四条の三十の二第二項中「第六十二条第一項及び」を「第六十二条第一項中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、同法第六十五条第一項及び第二項中「社会福祉施設」とあるのは「社会福祉施設（都道府県が設置するものを除く。）」と、同条第三項中「社会福祉施設の設置者」とあるのは「社会福祉施設の設置者（都道府県を除く。）」と、同法」に改める。

第百七十四条の三十五　削除

第百七十四条の三十六を削り、第百七十四条の三十六の二を第百七十四条の三十六とする。

第百七十四条の三十八を次のように改める。

第百七十四条の三十八　削除

第百七十四条の四十九の五第二項中「生活保護法」の下に「第三十九条第一項及び第二項中「保護施設」とあるのは「保護施設（都道府県が設置するものを除く。）」と、同条第三項中「保護施設の設置者」とあるのは「保護施設の設置者（都道府県を除く。）」と、同法」を加える。

第百七十四条の四十九の七第二項中「第六十二条第一項及び」を「第六十二条第一項中「市町村」とあるのは「中核市以外の市町村」と、同法第六十五条第一項及び第二項中「社会福祉施設」とあるのは「社会福祉施設（都道府県が設置するものを除く。）」と、同条第三項中「社会福祉施設の設置者」とあるのは「社会福祉施設の設置者（都道府県を除く。）」と、同法」に改める。

第百七十四条の四十九の十四及び第百七十四条の四十九の十五を次のように改める。

第百七十四条の四十九の十四及び第百七十四条の四十九の十五　削除

第百七十四条の四十九の十七を次のように改める。

第百七十四条の四十九の十七　削除

第百七十四条の四十九の十八第一項中「（中核市が施行する土地区画整理事業に係る同法第七十六条の規定による許可等に関する事務を除く。）」を削る。

第百七十四条の四十九の二十を削る。

第百七十四条の四十九の二十の二第一項中「（特例市が施行する土地区画整理事業に係る同法第七十六条の規定による許可等に関する事務を除く。）」を削り、同条第三項中「第百七十四条の四十九の二十の二第一項」を「第百七十四条の四十九の二十第一項」に改め、同条を第百七十四条の四十九の二十とする。

第百七十九条中「第九十六条の四」を「第九十六条の四第一項」に改める。

別表第一道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の項第二号中「第十七条第三項」を「第十七条第四項」に改める。

（地方財政法施行令の一部改正）

第二条　地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

附則第十九条第一号中「都道府県知事又は」を削る。

（地方税法施行令の一部改正）

第三条　地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の十二中「第九十六条の四」を「第九十六条の四第一項」に改める。

（交通安全対策特別交付金等に関する政令の一部改正）

第四条　交通安全対策特別交付金等に関する政令（昭和五十八年政令第百四号）の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「又は都道府県道の管理を行う市」を「若しくは都道府県道の管理を行う市又は同法第十七条第三項の規定により都道府県道の管理を行う町村」に、「当該市町村」を「当該市町村」に、「当該市における交通事故の発生件数」を「当該市における交通事故の発生件数の合計数」に、「関係都道府県の指定都市以外の市町村における交通事故の発生件数の合計数」を「関係都道府県の指定都市以外の市町村の区域内の一般国道及び都道府県道に係る改良済道路の延長の合計」に、「関係都道府県の指定都市以外の市町村の区域内の一般国道及び都道府県道に係る改良済道路の延長」を「当該市町村の区域内の一般国道及び都道府県道に係る改良済道路の延長」に、「当該市の区域内の一般国道及び都道府県道に係る改良済道路の延長の合計」を「当該市が道路法第十七条第二項の規定により管理する一般国道及び都道府県道に係る改良済道路の延長」に、「当該市町村の区域内の一般国道及び都道府県道に係る改良済道路の延長」を「当該市が道路法第十七条第二項の規定により管理する一般国道及び都道府県道に係る改良済道路の延長又は当該町村が同条第三項の規定により管理する一般国道及び都道府県道に係る改良済道路の延長」に改める。

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の一部改正）

第五条　地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成十九年政令第三百九十七号）の一部を次のように改正する。

附則第三条及び第四条を削り、附則第五条を附則第三条とし、附則第六条から第十条までを二条ずつ繰り上げる。